

第15章 大阪府公害対策審議会等の運営

第1節 大阪府公害対策審議会の運営

第1 公害対策審議会制度

公害対策審議会は、従来、附属機関に関する条例に基づき設置されていたが、昭和45年12月、公害対策基本法の一部改正により都道府県における公害防止施策の基本的事項を調査審議させる等のための必置機関とされたことに伴い、大阪府公害対策審議会条例（昭和46年大阪府条例第2号）が制定され、従前の審議会を改組して、昭和46年3月11日に発足したものである。審議会の構成は、委員35名（学識経験のある者19名、府議会議員8名、市町村長8名）、専門委員12名（地盤沈下分科会3名、廃棄物分科会9名）、幹事30名である。

第2 審議会における審議状況

1 審議会に対する諮問

昭和48年度においては、昭和46年度に諮問のあった「多奈川第二発電所の建設に伴う公害の未然防止の方策」に関する事項が継続審議されるとともに、新たに諮問のあった次の事項が審議された。

- ア 大阪府産業廃棄物処理計画の策定について（昭和48年9月8日諮問）
- イ 大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の制定について（昭和49年2月13日諮問）
- ウ 騒音・振動に係る規制地域の区分及び規制基準の改正について（昭和49年2月13日諮問）
- エ 泉州地域における地下水採取の規制に伴う技術的基準について（昭和49年2月13日諮問）

2 審議会等の開催状況等

(1) 多奈川第二発電所の建設に伴う公害の未然防止の方策についての審議

- ア 昨年度に引き続き、「多奈川第二発電所の建設に伴う公害の未然防止の方策」について、調査審議が行われたが、その審議経過の概要は次のとおりである。

昭和47年8月8日付けで、専門委員会から「多奈川第二発電所の建設に伴う公害の未然防止の方策に関する審議経過報告書」(以下「審議経過報告書」という)が、審議会に対し提出されたが、引き続き、大気汚染関係についてさらに検討されたい旨の審議会の要請に基づき、同年9月以降、大気汚染分科会に、人体・植物影響、気象・拡散、防除装置についての専門別グループ会議を設け、それぞれの専門分野別に調査検討を行った。

専門委員会は、先に昭和47年8月8日付けで審議会に提出した審議経過報告書に、大気汚染分科会専門別グループ会議の調査検討結果を加えて、「関西電力多奈川第二発電所の建設に伴う公害の未然防止の方策に関する調査審議報告書」(以下「専門委員会報告書」という)をとりまとめ、昭和48年5月23日付けで審議会に報告した。

審議会は、専門委員会報告書の説明を聴取するとともに、地元岬町住民の意見を聴取し、審議を行った結果、昭和48年7月6日付けで大阪府知事あてに、「関西電力の多奈川第二発電所建設計画では、その公害防止対策は不十分である」旨答申した。

イ 昭和48年度における審議会等の開催状況は次のとおりである。

- (ア) 審議会 6回 (昭和48年5月11日、5月23日、5月30日、6月12日、6月25日、7月6日)
- (イ) 大気汚染分科会専門別グループ会議 5回
気象・拡散グループ会議 2回(昭和48年4月4日、4月6日)
防除装置検討グループ会議 1回(昭和48年4月6日)
気象・拡散及び防除装置検討グループ合同会議 1回(昭和48年4月12日)
各グループ代表者会議 1回(昭和48年4月8日)

(2) 大阪府産業廃棄物処理計画の策定についての審議

昭和48年9月8日に諮問のあった大阪府産業廃棄物処理計画(案)の内容について専門的見地から検討する必要があるとの審議会の意見に基づき、専門委員会に廃棄物分科会を設置し、同分科会において調査審議が続けられた。

昭和48年度における審議会等の開催状況は次のとおりである。

審議会 3回（昭和48年9月8日、9月19日、昭和49年2月13日）

幹事会 1回（昭和49年2月28日）

専門委員会議 1回（昭和49年3月16日）

廃棄物分科会 2回（昭和49年3月16日、3月30日）

(3) 大気汚染防止法第4条第1項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水基準を定める条例の制定についての審議

昭和49年2月13日に諮問のあった同条例の制定については、審議会において事務局原案について審議した結果、原案を了承し、同日付けで答申した。

(4) 騒音・振動に係る規制地域の区分及び規制基準の改正についての審議

昭和49年2月13日に諮問のあった規制地域の区分及び規制基準の改正については、審議会において審議が続けられた。

昭和48年度における審議会の開催状況は次のとおりである。

審議会 1回（昭和49年2月13日）

(5) 泉州地域における地下水採取の規制に伴う技術的基準についての審議

昭和49年2月13日に諮問のあった泉州地域における地下水採取の規制に伴う技術的基準案の内容については専門的見地から検討する必要があるとの審議会の意見に基づき、専門委員会に地盤沈下分科会を設置し、同分科会で調査検討が続けられた。

昭和48年度における審議会等の開催状況は次のとおりである。

審議会 1回（昭和49年2月13日）

専門委員会議 1回（昭和49年3月16日）

第2節 大阪府水質審議会の運営

第1 水質審議会制度

水質審議会は、昭和46年5月、水質汚濁防止法の一部改正により、都道府県における公共用水域の水質の汚濁防止に関する重要事項を調査審議させるためその設置が義務づけられたことに伴い、大阪府水質審議会条例(昭和46年大阪府条例第38号)が制定され、昭和46年10月29日に発足したものである。審議会の構成は委員39名(学識経験のある者19名、府議会議員8名、市町村長8名、国の地方行政機関の長4名)及び幹事21名である。

第2 審議会における審議状況

1 審議会に対する諮問

昭和48年度において審議会に諮問した事項は次のとおりである(昭和49年2月21日諮問)。

- (1) 産業排水に係る水質汚濁負荷量削減のための基本的方策について
- (2) 公害対策基本法第9条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準の追加あてはめについて
- (3) 水質汚濁防止法第16条の規定に基づく公共用水域の測定計画について

2 審議会の開催状況

水質汚濁防止法第16条の規定に基づく公共用水域の測定計画については昭和49年2月21日付けで答申を得、他の2件については審議が続けられた。

昭和48年度における審議会の開催状況は次のとおりである。

審議会1回 (昭和49年2月21日)